

平成 25 (2013) 年 8 月 30 日

報道関係各位

代表施行者：独立行政法人都市再生機構

共同施行者：N T T 都市開発株式会社

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業 施行認可のお知らせ

代表施行者独立行政法人都市再生機構(以下、都市再生機構)、共同施行者N T T 都市開発株式会社(以下、N T T 都市開発)が施行認可申請しておりました「大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業」は、都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 8 月 30 日付けで東京都知事より施行認可を受けましたのでお知らせ致します。

今後、再開発事業施行者として、引き続き関係各位との協議を進め、都市再生プロジェクトに相応しい再開発事業の実現に向け、鋭意取り組んで参ります。



完成予想図 (南西側から見る)

■本事業の目的

大手町地区は、現在、「連鎖型再開発」等による既存建物の更新と併せ、国際ビジネスセンターとしての機能強化が推進されつつありますが、グローバル化・高度情報化等に対応するための業務中枢機能や国内有数の通信環境を活かした情報通信拠点機能の更なる強化が必要となっています。

本事業においては、都市再生緊急整備地域(大手町、丸の内、有楽町)の整備目標である「東京都心において我が国の顔として、歴史と文化を活かしたうるおいと風格ある街並みを形成しつつ、高次の業務機能とそれを支える高度な支援機能を備えた金融をはじめとする国際的な中枢業務・交流機能を形成するとともに、商業・文化・交流などの多様な機能を導入することにより、にぎわいと回遊性のある都市空間を形成すること」の一翼を担います。

■添付資料

